

第6章

日本とマレーシア経済

—— 第2次大戦直後の賠償問題決着の経緯とその経済的意義 ——

はじめに

この10年余来、日本政府は、マレーシアへの公的借款の最大の提供者となっている。この借款、つまり円借款は、1967年9月のいわゆる親善協定 (goodwill agreement) の締結とともに開始され、以後91年末までに5億4,500万円 (現在の交換レートで110億マレーシア・リング) がマレーシア側に供与された⁽¹⁾。これらの日本の公的借款は、マレーシア経済に多大の影響を及ぼしたので、肯定的なものにせよ否定的なものにせよ、すでにマレーシア、日本双方の経済学者によってさまざまな評価が加えられている。しかし、両国の公式な経済関係が第2次大戦終結後どのように再開されたかについては、これまでほとんど言及がなされたことはなかったし、ましてや研究の対象となったことはなかった。

親善協定に規定された日本政府からの贈与は、実質的には、日本のマラヤ占領がもたらした損失に対する賠償とみなされた。この贈与は、マラヤでは非公式に「親善贈与」または「血債」と呼ばれているが、日本では当時公式には「準賠償」と呼ばれ、いまもそう呼ばれている。インドネシア、フィリピン、ミャンマー (ビルマ) など、他の東南アジア諸国の場合、戦後の日本との経済関係は、1950年代半ばに始まった賠償支払いに端を発し、それ故にこ

の点については多くの研究がなされている。マレーシアについては、いまも、この実質的賠償としての「血債」が、公式な経済関係の開始を示すものと考えられている。「血債」問題は、62年に、シンガポールの建設現場で日本軍に殺された何百人もの遺骨が発掘されたことを契機に、もちあがった。多数のマラヤ人（シンガポール人を含む。マラヤ連邦、シンガポール、英領北ボルネオ、サラワクが63年に統合してマレーシアを結成し、シンガポールは65年に分離独立した）が、とりわけマラヤ華人が、日本政府に、虐殺された人々に対する「血債」を清算するよう、求めたのである。虐殺された者の数は、マラヤ全体で10万人以上といわれた。マラヤ人の、この熱心な粘り強い運動が、67年の「親善協定」をもたらしたといえる。シンガポール政府も、同じく67年9月に、ほぼ同様な「親善協定」を締結した。両国に対する「親善贈与」もしくは「血債」はそれぞれ2,500万マレーシア・リングギ、2,500万シンガポール・ドル（当時の交換レートでいずれも約30億円）だった。

これまでに多くの論文、研究書が、この「血債」に言及している。この「血債」が真に日本政府のマレーシア（マラヤ）経済への関与の嚆矢であれば、両国の政府間経済関係の始まりについては、すでに十分な分析がなされているといえる。しかし実は、賠償問題は大战終結直後に浮上しているのである。この問題は、数年間の長い議論の後、1951年9月のサンフランシスコ講和会議（連合軍と日本との間の講和条約を締結した）において当時植民地マラヤの宗主国だったイギリスが日本への請求権を正式に放棄したとき、最終的に葬り去られてしまった。講和条約は、日本からの賠償取り立てを禁ずる一方、連合軍に、それぞれの当時の主管地域において日本資産を留保する権限を与えた。そのため、マラヤにおいてイギリス当局が没収したすべての旧日本資産が、マラヤ経済再建のために用いられることになったのである。マラヤの賠償問題を十分に理解するためには、これまで経済学者にも歴史学者にも、忘れられたのでなければ無視されていたこの問題の経緯を、詳細に検討しなければならない。これが、この論文の目的の一つである。

日本の他の東南アジア諸国に対する賠償支払い額は、第1表のとおりだっ

第1表 日本の東南アジア諸国に対する賠償支払額

(単位：万米ドル)

	賠償支払額		賠償支払額
フィリピン	55,000	インドネシア	40,000
ミャンマー	20,000	南ベトナム	3,900
タイ(準賠償)	4,170		

た。

マレーシア、シンガポールに支払われた準賠償額は、それぞれ 830 万米ドル相当だった。この額は、上記 5 カ国に支払われた額より、文字どおり桁違いに少ない。公式には日本の占領下に入らなかったタイよりも、さらに少ないのである。しかも、マレーシア、シンガポールへの支払いは、正式な賠償ではない。そのため、今日でもしばしば、日本政府は両国に対して全く賠償を支払っていない、という批判が聞かれる。マレーシアやシンガポールで日本軍国主義復活が議論されるときは、とりわけそうした批判が高まる。この批判がどれほど当を得ているかは別として、このまま放置しておいては、マレーシア・日本関係の将来に否定的な影響を及ぼしかねない(シンガポール・日本関係についても同様だが、シンガポールについてはここでは深く立ち入る余裕はない)。この批判を受け入れるか否かを決める前に、真に客観的な実相、言い換えれば歴史的事実を探らなければならない。これが、本章のもう一つの目的である。

I 終戦直後における物資賠償

賠償問題の中心は、イギリス植民地当局が管轄した「戦争災害請求」(War Damage Claims)である。しかし、その問題に立ち入る前に、イギリス政府が連合軍 4 大国の一つとして日本から受け取った機械・戦艦賠償に触れる必要がある。

1. 工業施設・機械

1947年5月、マラヤ代表(マラヤ電気局のイギリス人技師)を含むイギリス帝国賠償視察団が日本を訪れ、賠償として取り立てるべき工場設備、機械、工業施設の価値評価を行った。視察団は、マラヤの諸官庁や商工界が産業復興のために取りまとめてマラヤ連合政府(マラヤ連合 Malayan Union は、1946年4月1日に発足した)に提出した目録を持参していた⁽²⁾。視察団は日本で、連合軍当局と、連合軍11カ国で賠償物資をどのように配分するかについて交渉した。47年7月、連合軍司令部は、日本が平和時に必要とする以上の機械・施設は賠償として日本から持ち去る、と発表した。そこでは、全体の割り当て分のうち、中国が15%、他のアジア4カ国、フィリピン、インドネシア、ビルマ、マラヤ(シンガポールを含む)がそれぞれ5%を受け取るようになっていた⁽³⁾。マラヤに割り当てられた分は、48年4月から49年末まで7次の配船で日本からシンガポールに輸送された⁽⁴⁾。

一方、1949年5月、当時連合国を実質上取り仕切っていたアメリカが、日本経済再建のため、暫定措置としての機械・施設の搬出を停止するよう命じている⁽⁵⁾。したがって、最終的に輸送されたのは当初の割り当て分より少なかったであろう。アメリカの命令の2日後、マラヤ連邦(マラヤ連邦 Federation of Malaya は、1948年2月1日にマラヤ連合にかわって樹立された)経済局(ED)は、機械・施設809点を申請したのに対しそれまでに416点を受け取ったこと、発電機、実験施設、移動式起重機などの機械はすべて日本国内の軍工廠から搬出したものであること、を明らかにした⁽⁶⁾。配船中最も積載量が大きかったのは、49年8月に着いた530トンだった。最後の配船は300トンで、その他は平均して150トンから200トンだった⁽⁷⁾。これら機械・施設のほとんどがシンガポール港務局など政府機関に買い取られ、残りは公開競売で民間企業に売られた⁽⁸⁾。華人工場もこれらの一部を購入した⁽⁹⁾。

いずれにせよ、マラヤが賠償として日本から受け取った機械・施設を販売

して得た金額は、「占領期の損害に対してシンガポールが請求した天文学的な賠償額に比べれば、まさにほんの大海の一滴にすぎ」⁽¹⁰⁾ なかった。状況はマラヤでも同様だった。金額がどれほどわずかなものだったかは措くとして、それを受け取って植民地経営のために使ったのはイギリス当局である。占領期に最も苦しんだマラヤの人々がいささかなりともこの資金の恩恵を受けたかという、それは何とも心許ないかぎりである。

2. 軍艦

1947年6月から48年末にかけての数次にわたる抽選で、イギリス、アメリカ、中国、ソ連4国は、旧日本軍軍艦92隻(10万総トン)を賠償として自らの間で分配した。隻数、総重量とも、各国にほぼ均等に割り当てられた。イギリス割り当て分は、2隻を除いてすべてシンガポールで解体された。49年半ばまでにシンガポール海軍基地で処理された15隻は2万トンの屑鉄となり、イギリスに輸送された。戦艦から取り出された船室付属品、ポンプ、発電機などの物資は、シンガポールで売却された。例外の2隻のうち、1隻は機雷敷設艦でマラヤ王室海軍義勇予備軍(Malayan Royal Naval Volunteer Reserve)に引き渡されてその旗艦となり、もう1隻は7,500トンの輸送船で、大きすぎてシンガポールでは処分できなかったためイギリスに曳航された⁽¹¹⁾。

軍艦はイギリスに割り当てられたものだから、上記の過程で生み出された収入がマラヤなりシンガポールなりの財政収入になったとは考えがたい。1947年7月にマラヤ全国海運会議(National Shipping Congress of Malaya)は賠償として5万3,000総トンの船舶を要求したが、イギリス当局はこれを無視した⁽¹²⁾。

II 戦争災害請求

マラヤ連合、シンガポールのイギリス当局は、1946年末、「対日賠償請求に含むべきすべての損失について情報を取りまとめるため」、戦争災害請求委員会（War Damage Claims Commission. 以下、「戦災請求委」と略す）を設置した⁽¹³⁾。

1947年初から50年11月まで、マラヤ（シンガポールを含む）の人々は、マラヤにおける戦闘およびその後の占領によってもたらされた損失もしくは損害について請求を提出するよう求められた⁽¹⁴⁾。

1946年初に再開されたシンガポールの中国総領事館、クアラルンプールの中国領事館も、ちょうどこの時期にマラヤ華人に対し、占領期に蒙った損失、損害を登録するよう呼び掛けた⁽¹⁵⁾。後者は社会・経済的影響がさほどなかったから、ここでは簡単に触れるに止める。

1. 中国領事館における損失登録

この当時、中国政府はすべての華僑を自国国民とみなしており、その海外駐在代表は在外華僑とその権利を守る任務を負っていた。在外華僑の方でも、居住国にある中国大使館もしくは領事館が彼らを保護するのが当然だと考えていた。このような状況下で、日本統治下のマラヤで華人が蒙った人的損失、物的損害が、1947年5月までにシンガポールの中国総領事館、クアラルンプールの領事館に登録されたのである。登録完了後、シンガポール総領事館は次のような発表を行った。

当総領事館の直接管轄下にあるシンガポール、ジョホール、マラッカ、トレンガヌ、クランタン、サラワクなどの地域で、人的損失に関し2,512枚、物的損害に関し7,315枚の申請書を受理した。登録された死傷者数

は4,522人、資産に対する物的損害は2,900万2,861.55米ドル(6,170万海峡ドル…原。以下、単にドルと記すのは海峡ドルのことである)だった。これら申請書はすべて(中国)外務省に送られ、一般にも公開される⁽¹⁶⁾。

これらの数字は、中国国民政府の日本に対する賠償請求に組み込まれるはずだった。しかし、内外の政治情勢の推移によって中国政府は結局請求権を放棄し、したがって、マラヤで登録された請求はいつのまにやら忘れ去られてしまった。

2. 戦争災害請求委員会、戦争災害委員会および戦争災害補償計画

イギリス植民地当局が1946年初に賠償問題担当部局の設置(発表では賠償委員会 reparations committee と呼ばれていた)を発表した際、請求の対象とされたのは、(1) 敵の行動および連合軍の行動によって引き起こされた直接的物理的被害、(2) 建造物、施設、最終製品、農園、鉱山などの商工業請求権、(3) すべての強制的支払い、日本軍に対する信用供与、および、日本に対するあらゆる形態の無給奉仕(例えば鉄道)などを含む、占領の対価(傍点は原。以下同様)、であった⁽¹⁷⁾。

この委員会は、公式には「戦争災害請求委員会」(戦災請求委 WDCC)と呼ばれ、1946年に設置された。47年9月に請求取りまとめが一応終了した際、マラヤの両地域政府(マラヤ連合政府およびシンガポール政府)は、戦争災害請求清算計画の概要を共同でイギリス政府に提出した。請求額を集計すると「天文学的な額」(*The Straits Times*, 1948年4月8日社説)にのぼったうえ、イギリスおよびマラヤ両地域政府の財政が不如意だったため、イギリス政府は48年4月、請求に対する支払いは節約を旨として必要最少限に止めなければならない、と発表した。かくて、支出総額は4億7,500万ドル(約5,500万ポンド)と決定された⁽¹⁸⁾。

この声明を受けて、1948年9月、マラヤ戦争災害補償計画(Malayan War Damage Compensation Scheme)がマラヤ連邦立法議会(FLC)、シンガポール

第2表 戦争災害基金の内訳（1948年9月）

(単位：万ドル)	
	金額
(1) イギリス政府からの無償贈与	8,750
(2) 日本の賠償から繰入れ	8,750
(3) 戦争被災（資財）保険基金（概算額） ¹⁾	1,250
(4) マラヤ敵産管財官保有資産 ²⁾	5,200
(5) マラヤ両政府国庫から繰入れ	23,960
計	47,910

(注) 1) 戦争被災（資財）保険計画〔War Risks (Goods) Insurance Scheme. マラヤでは1941年にイギリス実業界の強い要望に応じて導入された〕から繰り入れられた基金。この計画により、商品の戦争被災に備えて強制保険が実施された。48年3月末現在、この計画に基づく請求額は1億9,600万ドルだった。他方、他の戦災請求額は12億8,800万ドルに上った。

2) Malayan Custodians of Enemy Propertyの保有する資産。ここで言う資産は、必ずしも敵対国の資産ではなく、本来マラヤの資産だったという以外には所有権のはっきりしない資産を指す。敵産管財官は、1939年に、敵対国保有財産を管理するために任命された。

立法議会（SLC）に上程された。この計画のもとに、4億7,500万ドルに上る戦争災害基金（War Damage Fund）が設立されることになった。基金の内訳は、第2表のとおりだった。

マラヤ両地域政府が負担分を賄えない場合には、イギリスから3億ドル以下の無利子借款が供与されることになっていた。また、日本の賠償が8,570万ドル（1,000万ポンド）に満たなかった場合には、さらにイギリス政府と協議することとされた⁽¹⁹⁾。

他方、支出配分は、第3表のように定められた。

ここで指針とされたのは、マラヤ全体の利益のため、資産保有者の個人的利害よりも物資および生産の復興を優先させる、ということだった⁽²⁰⁾。

この計画は、主にイギリスからの拠出額、日本からの賠償額があまりに少ないとみなされたために、マラヤでは歓迎されなかった。ロンドンにあった英領マラヤ協会（ABM）の会長でさえ、植民地マラヤが太平洋戦争開始直前

第3表 賠償額の支出配分 (1948年9月)

(単位: 万ドル)	
	金額
(1) ゴム園	8,500
(2) 錫鉱山	8,500
(3) 個人的家財 (Chattles)	5,000
(4) その他の実業	15,500
(5) 戦争被災 (資財) 保険計画	10,000
計	47,500

にイギリス政府の戦争努力支援に1,700万ポンド(1億4,900万ドル)以上献金したことを挙げて、イギリスはもっと献金すべきだと主張した⁽²¹⁾。マラヤ連邦立法議会では、マレー人指導者ダト・オン(Dato Onn bin Ja'afar)ばかりでなく2人のイギリス人議員さえ、マラヤの貿易と戦時の寄付金がイギリスに巨額の収入をもたらしたと対比しつつ、イギリスの1,000万ポンドの「贈与」を皮肉をこめて批判した⁽²²⁾。シンガポール立法議会では、陳才清(C. C. Tan)、サルドン(Sardon bin Jubir)を含む非官選議員が、マラヤの納税者の負担が重すぎると異議を唱えた⁽²³⁾。当時シンガポール唯一のマレー語紙だった*Utusan Melayu*は、何の法律的規定もないことに税金が使われる、と抗議した⁽²⁴⁾。

また同紙は、日本の賠償について、日本には計画に設定された1,000万ポンドの数倍は支払わせねばならない、と論じた⁽²⁵⁾。またスランゴール中華総商会(Selangor Chinese Chamber of Commerce)も、戦争災害補償は、敗戦国もしくは宗主国のみが負担すべきものだ、との主張を展開した⁽²⁶⁾。李光前(Lee Kong Chian)などマラヤ中華商会連合会(Associated Malayan Chinese Chambers of Commerce)指導者、有力な左派系華字紙『南僑日報』も、日本からの賠償の大幅増を要求した⁽²⁷⁾。

マラヤ人からばかりでなく、マラヤのイギリス人産業界からも批判を浴びて、イギリス政府は提案を修正せざるを得なくなった。そのためイギリス当局は、1949年5月に「贈与」倍増を発表し⁽²⁸⁾、同年7月には新たな戦災補償計画を公表した。同計画では、財源は第4表のとおりだった⁽²⁹⁾。

第4表 戦災補償計画の財源（1949年7月）

		(単位：万ドル)
		金額
(1)	イギリス政府からの無償贈与	17,140
(2)	日本の賠償	6,000
(3)	管財官保有非敵国資産 8,100	
(4)	- 戦災保険基金 -1,160	6,940
(5)	イギリス政府からの無利子借入金 *	15,360
計		45,440

(注) * 5月に発表された当初の数字は1億6,200万ドル。

一部にはまだマラヤ人の負担が重すぎると批判する向きもあった⁽³⁰⁾が、この新計画は両立法議会で承認された（ただし、シンガポール立法議会ではわずかな修正が加えられた）⁽³¹⁾。「(補償の支払いが…原)遅れているのは、そもそもの損害と同じくらい忌まわしいことだ」⁽³²⁾というのが、承認の最大の理由だった。マラヤ中華商会連合会さえ、1949年6月末に新計画受入れを決定した⁽³³⁾。かくて、50年1月1日には、戦災請求委に代わって新たに設置された戦争災害委員会（War Damage Committee. WDC. 戦災委）の手で、計画が実施に移された。戦災委の当初の委員12人中、マラヤ人は、ハムザア（Dato Hamzah bin Abdullah）、李孝式（H. S. Lee）大佐、李光前の3人だった⁽³⁴⁾。

マラヤ人もマラヤ在住のイギリス人社会も一致して日本からの賠償増を求めたのに、賠償額は増えるどころか逆に当初の8,570万ドルから6,000万ドルに減らされてしまったのは、いかにも奇妙に映る。しかも、サンフランシスコ平和条約ではマラヤへの賠償は、最終的にはまったく計上されなかったのである。代わって戦争災害基金（War Damage Fund）には、6,000万ドルに上るマラヤ残置日本資産売却金が組み入れられた。この間の経緯については後に詳しく触れる。

1952年末現在、戦災基金は第5表のような構成になっていた⁽³⁵⁾。

1958年末までに敵産管財官はその活動を締めくくり戦災委はその任務を完了して、戦災補償計画は完了した。この時点までにマラヤ（シンガポールを

第5表 戦災基金 (1952年末)

(単位：万ドル)

(1) イギリス政府からの無償贈与	17,140
(2) マラヤ残置日本資産	6,000
(3) 管財官保有非敵国資産	7,330
- 戦災保険基金	-1,940
(4) 無利子借款	14,970
計	43,500

第6表 戦災補償支払い額

(1952年末現在)

(単位：万ドル)

(1) 錫	5,660
(2) ゴム	4,110
(3) 接收資産*	3,650
(4) 個人家財	1,960
(5) その他の請求	3,880
(6) 戦災保険基金	1,940
計	21,200

(注) * 戦災 (資財) 保険計画の対象となっていて日本軍政監部から接收された資財への補償。

除く) 残置日本資産処分によって得られた資金は、4,900 万ドルだった。このうち 4,620 万ドルは戦災基金に組み入れられ、残り 180 万ドルは西太平洋地域 (WPT) 高等弁務官に支払われた⁽³⁶⁾。

他方、シンガポールの残置日本資産 2,300 万ドル中、1954 年末までに約 2,100 万ドルがマラヤ戦災基金に繰り入れられた⁽³⁷⁾。残額中、70 万ドルは西太平洋地域に支払われたものと思われる。

戦災保障基金のもう一つの重要な財源は、管財官の保有する非敵対国資産だった。1958 年末までに、これらの資産、つまり、日本人に略奪されて所有者不明となった資産を売却して得られた資金は、7,050 万ドルに上った⁽³⁸⁾。

補償金が最終的にどのように割り当てられたかについては資料がない。1952 年末までに各分野の請求に対して支払われた金額は、第 6 表のとおり

だった⁽³⁹⁾。

サバ、サラワクについては、次のようなごくわずかな情報しかない。

1947年半ば、イギリス植民地当局は、特別委員会を設置してサラワク、北ボルネオ（サバ）、ブルネイの戦争災害補償を処理する、と発表した⁽⁴⁰⁾。48年5月14日付けの *The Straits Times* 紙社説は、賠償請求が地域別の戦争被災額に基づいてなされるなら、北ボルネオの請求額はマラヤよりずっと巨額になろう、と述べた。49年5月、これら3地域の戦災請求額は6,725万ドルに達する、と発表された。そこでは、補償金の財源として、イギリス政府からの無償贈与、無利子借金がそれぞれ700万ドル、1,000万ドルとされていた⁽⁴¹⁾。このなかで日本への賠償請求額をいくらと想定していたかは明らかでない。51年9月の対日講和条約締結にあたって、イギリス政府はボルネオ残置日本資産をできるかぎりボルネオの利益のために役立てることに同意したが、ここでも売却金の一部は西太平洋地域に移管され、北ボルネオ政府の批判を招いた⁽⁴²⁾。サバ、サラワクの残置日本資産についての詳細は不詳だが、1937年には、サバ、サラワク合わせて日本企業4社が計4万5,273エーカー、日本人農民48人が計3,734エーカーの農地を租借していた（租借期限は多くの場合999年だった）⁽⁴³⁾。サバ、サラワクで日本資産が最終的にどのように処理されたかも、わからない。

日本軍政監部は、マラヤと同様、これら3地域で華人に対して300万ドルの「献金」を強要した。しかし、戦後の払い戻し請求運動については、何も知られていない。

ここで、二つの重要な問題点が浮かび上がる。第1に、なぜ日本に対する賠償請求は減額され、最終的には放棄されたのか、マラヤの人々はこの経過にどのような反応を示したのか、そもそもマラヤの日本資産とは何なのか、という問題であり、第2に、戦災補償計画の支出配分はマラヤの人々にとって何を意味したか、という問題である。

Ⅲ 賠償請求の軌跡

1. イギリス政府による賠償請求処理とアメリカ

先述のようにイギリス政府は、1946年に戦時の損失に関する情報の収集を開始した際、この情報に基づいて正式に算定した賠償額を日本に請求する、と述べていた。同年8月22日、*The Straits Times* 紙は、マレー半島東海岸の鉄道から（泰緬鉄道建設のために）日本軍が取り去った何百マイルものレールについて、賠償金によって補償がなされる、と報じた。

1946年12月初め、シンガポール諮問評議会（Advisory Council）においてN・ジョーンズ（Nelson Jones）財務官（FS）は、対日賠償請求額の中にシンガポール分（一部の項目はマラヤ全体の数字…原注）として15億4,700万ドルを盛り込んだ、と発表した⁽⁴⁴⁾。

しかし、日本からの賠償を決定したのはイギリスではなく、連合軍、実のところはアメリカであった。賠償交渉のごく初期からアメリカは、日本から巨額の資金を引き出そうとする提案はすべて放棄すべきであって、その代わり他国に残置された日本資産を接収すべきだ、と主張していた⁽⁴⁵⁾。このアメリカの政策は、日本を自陣営に取り込むことによってソ連包囲網を強化しようとする、その世界戦略から発したものであった。連合国間の賠償交渉の過程で、アメリカの立場はいつそう否定的になった。1948年5月14日、*The Straits Times* 社説は、マラヤの人々はマラヤがいつの日にか日本から何かを引き出せるかも知れないということにはきわめて懐疑的で、この懐疑心はアメリカの対日有和策が鮮明になるにしたがっていつそう深まった、と論じた。1年後の49年5月12日、アメリカは、日本の自給体制再建のため以後日本からの賠償取り立てを停止するとし、さらに、賠償支払いを再開させようとのいかなる提案にも拒否権をもって反対する、と声明した⁽⁴⁶⁾。このアメリ

カの発表のわずか2、3日後にマラヤのイギリス当局が、先述のように、日本の賠償額を8,750万ドルから6,000万ドルに削減する新提案を発表したことは、覚えておいてよい。

アメリカの圧倒的な国際的影響力のなかで自らの立場を強化するため、イギリスは、種々の英連邦会議を開催した。1947年8月にオーストラリアのキャンベラで開かれた英連邦会議では、日本国外にある日本のすべての権利・権益は当該地の行政当局が接収するものとされた⁽⁴⁷⁾。ここで目につくのは、先述のようにマラヤの植民地政府は日本国内からの賠償取り立てを決定していたにもかかわらず、イギリス政府はすでにこの時点でその立場を変更していたことである。マラヤ人代表は言わずもがな、マラヤ政府の代表さえこの会議には出席していなかったから、マラヤの請求権がこの会議に持ち出されるはずはなかった⁽⁴⁸⁾。これに続く諸々の英連邦会議でも、状況は変わらなかった。

1950年1月にセイロン（スリランカ）のコロンボで開かれた英連邦外相会議は、具体的決議は何一つなし得ず、対日講和条約を引き続き討議するための英連邦諮問委員会（CCC）設置を決めたに止まった⁽⁴⁹⁾。諮問委員会は50年5月にロンドンで会議を開き、日本国内の工業資産からの賠償取り立てはもはや問題とならないが、日本の保有金と在外資産は賠償のための考慮の対象となること、を決めた⁽⁵⁰⁾。51年5月にロンドンで開かれた英連邦首相会議では、賠償への言及はなされなかった⁽⁵¹⁾。イギリスは英連邦諸国の支持を背景にしてアメリカとの交渉を有利に運ぼうとしたが、結局終始アメリカの意向が貫かれることになった。51年5月、米英交渉の最終段階で、イギリスはなおも、日本の保有金、在外資産処分による限定的賠償に固執したが、アメリカは保有金による賠償を拒否した。両国政府が51年7月半ばに練りあげた講和条約草案は、何よりもまず、日本の在外資産は連合軍が留保するものの、日本が賠償を支払うことはない、と謳っている。草案はさらに、連合軍は賠償支払いは日本経済を無力化させるものであると認めた、と述べている⁽⁵²⁾。基本的には、この原則がそのまま、51年9月に締結された講和条約に

採択された。

この講和条約の結果、日本からの賠償はマラヤ政府の戦災補償計画から消し去られ、代わって、マラヤ残置日本資産処理資金が補償に組み込まれることになったのである。

日本軍が泰緬鉄道建設のために取り去った鉄道レールに対する賠償については(*The Straits Times*, 1947年8月19日は、損害総額を4,600万ドルとしている)、講和条約には何の規定もない。したがって、この件では日本からの支払いは一切なかった。しかしこれは、どこからも何の賠償もなかった、という意味ではない。タイ政府が1947年末にレール代金として65万6,400ポンド(560万ドル)を支払ったのである。この代金は、多数のマラヤ人が「死の鉄道」の犠牲者のために用いるべきだと主張したにもかかわらず、マラヤ鉄道の機関車・車両購入にあてがわれた⁽⁵³⁾。

2. 日本資産

ここで、戦争災害補償にマラヤ残置日本資産を充てる構想がいつ生れたか、そもそも日本資産とは何か、を検討する必要がある。

1948年5月、イギリス政府が敵産管財官(CEP)保有資産を補償資金財源に充てると発表した直後、*The Straits Times* 社説は、次のように異議を唱えた。

敵産管財官は……総額5,000万ドルに上る現金・資産を保有しているものと信じられている。……そこには、2,500万ドル以上に相当する日本人ゴム園8万エーカー(3万2,000ヘクタール)が含まれる。これら日本人ゴム園は、戦利品というよりも、マラヤの平時経済の恒久的資産とみなすべきものである⁽⁵⁴⁾。

マラヤの日本資産が当初は日本からの賠償という概念に入っていなかったことは、明白である。1949年3月5日、敵産管財官が「日本がマラヤに支払うべき賠償から、総面積9万エーカーに達する旧日本人ゴム園分が差し引か

れよう」と述べた旨が報じられた⁽⁵⁵⁾。しかし、その2日後彼は、「日本の賠償からこれらゴム園分が差し引かれるかどうかは、何らかの対日講和条約の枠組みが固まるまでは確言できない」と述べて上記の報道を否定した⁽⁵⁶⁾。49年12月16日、*The Straits Times* は、「ほとんどの管財官顧問が管財官の徴収した資金を戦災基金に組み入れることに諸手を挙げて賛成している」と報じた。こうしてみると、イギリスは、当初日本資産を戦災基金に組み入れようとははっきりした意図はもっておらず、枠外の予備金とみなしていたように思える。しかし、最終的に講和条約が直接賠償の道を完全に閉ざしたため、この位置づけのはっきりしなかった財源が前面に押し出されることになったのである。

マラヤの日本資産の大宗は、ゴム園と鉄鉱山だった。ゴム園は1900年代初頭から開発・経営に着手したもので、日本側資料によれば、1911年には日本企業11社と個人農園主106人がそれぞれ5万7,500エーカー（2万3,000ヘクタール）、2万6,553エーカー（1万600ヘクタール）の租借地を保有していた。また41年には、11社（最大手は三菱、日産、三井系列企業）が8万8,068エーカー（3万5,200ヘクタール）、個人農園主（同年の人数は不明。1937年には73人だった）が1万137エーカー（4,100ヘクタール）を保有していた。租借期限は999年か99年で、日本人ゴム園の多くは租借期限999年のジョホールにあった⁽⁵⁷⁾。

最初の日本人鉄鉱山は1920年にジョホール州バトゥ・パハに設立された石原産業で、1930年代初頭から41年までは、日本鉱業（日産グループの支柱の一つ）を含む数社の鉄鉱企業がマラヤで操業し、年間100万トン以上の鉄鉱石を日本に輸出した（他国への輸出はなし）。

戦争が終結すると、これら日本資産はすべてイギリス政府に接収された。資産がどのように処理されたかについては、後に見る。

ここで、日本からの賠償を公式にそして最終的に否定した講和条約にマラヤの人々がどう反応したかを検討しなければならない。しかしその前に、もう一つの重要な問題、つまりマラヤ華人の粘り強い賠償請求運動に、触れる

必要がある。

3. 華人の賠償請求

1946年6月2日に、「星洲華僑集体鳴冤委員会」（シンガポール華僑共同雪冤委員会の意。冤罪で日本軍に虐殺された人々の無実を訴え、共同で補償・救済を求めための組織）が結成された。約1,000人が出席した設立集会において、同委員会は、日本軍が華僑から強奪した5,000万ドルの「奉納金」（「華僑献金」とも）と、日本軍がマラヤで虐殺した何万人もの華僑に対する「血債」との返済実現に尽力する、などを決議した⁽⁵⁸⁾。この頃、同種の委員会がマラヤ全土のほとんどの州、ほとんどの主要都市に結成された。しかし、「血債」請求は長続きしなかった。自身占領の悲惨を嘗めたシンガポールの歴史家が、次のように回想している。

鳴冤会はマラヤ各地で人的・物的損害を調査した。しかし、ジョホール・バルー、ムアール、ヌグリ・スンビラン、シンガポールの他は、人命の損失の報告だけか、何も報告がないか、誇張した報告を寄せるかで、満足な集計が出来なかった。日本に対する血債追討は、1962年のシンガポール中華総商会による呼び掛けを待たねばならなかった⁽⁵⁹⁾。

その結果、強制「献金」あるいは強制「奉納金」返還請求だけが残った。各州の中華商会や中華公会の支持を得て、各地の鳴冤会、とりわけシンガポール鳴冤会が、イギリス当局とこの点に関する交渉にあたった。これらの組織が、各人の「献金」額を登録する機関になるはずだった。もし返還が実現すれば、それは遺族のためもしくは社会福祉のために用いるべきだ、というのが、各方面に共通する主張であった⁽⁶⁰⁾。

先述のように、1946年にはイギリス当局は、日本軍によるすべての強制的支払いを対日賠償請求に含めることに合意していた。47年2月、植民地政府政務官（Political Secretary）は、植民地政府が「奉納金」返還を日本政府に求めること、その請求は他の賠償請求と取りまとめて処理されるだろうこと、

を明らかにした⁽⁶¹⁾。シンガポール鳴冤会の指導者・莊恵泉 (Chuang Hui Tsuan) が同年5月に戦災補償委委員長にあった際、委員長は、日本軍に取り上げられた現金も日本軍によって失われた生命も戦災補償委は補償の対象としないが、マラヤ政府が奉納金問題を講和条約交渉で取り上げるだろう、と語ったという⁽⁶²⁾。

1947年7月、シンガポール鳴冤会はシンガポール大総督 (Governor-General) マクドナルド (Malcolm MacDonald) に正式に書簡を提出し、日本から5,000万ドルを取り戻すよう求めた⁽⁶³⁾。大総督は、それは政府の対日賠償請求に含められよう、と回答したという⁽⁶⁴⁾。

1950年1月、マラヤ中華商会連合会が再びマラヤ・シンガポール両政府に対して、日本政府に「奉納金」を返済させるよう求め、併せて、約束の履行が遅れていることへの不満を伝えた⁽⁶⁵⁾。この要請は、さまざまな華人組織からの支持を背景になされたものであった⁽⁶⁶⁾。

なぜマラヤ華人は強制献金にこだわったのかを見なければならない。1942年2月15日現在、マラヤにおける通貨流通量は2億2,197万ドルであった⁽⁶⁷⁾。「奉納金」＝強制献金が徴収されたのは42年3～6月だったから、マラヤ華人は、わずか3カ月の間に当時流通していた通貨総量の23%もの額を差し出さなければならなかったことになる。押しつけられた義務が全面的に果たし得なくなるのは不可避だった。死に物狂いの努力の結果ようやく2,800万ドルが集まっただけで、残額は横浜正金銀行からの借入金で賄われた。この借入金は戦後イギリス当局によって帳消しにされたが、マラヤ華人が日本軍から常軌を逸する金額の拠出を強要されたこと、しかもしばしば死の脅威をもって強要されたことは、否定しようのない事実である。

占領期間中放縦に発行された軍票は、戦後イギリス当局の宣告でただの紙切れ同然となった。この宣告もマラヤの人々に深刻な影響を与えたが、軍票廃棄によって蒙った被害額を提示するのは困難だったから、損失額についての請求は比較的早い時期に姿を消した。

10年近く前にシンガポールで発行された日本軍政に関する総合的史料集

のなかで、賠償請求運動に関する項は、1948年から62年についてはほとんど空白である⁽⁶⁸⁾。しかし、たとえ以前よりいささか低調だったにせよ、賠償請求運動が47年以降も続けられていたことは明白である。低調になったのは、イギリス当局の態度が時を逐うにしたがってますます否定的になっていったためであろう。このような状況のなかでサンフランシスコ講和条約が調印され、最終的かつ決定的に、マラヤ人の賠償請求を却けたのである。

4. マラヤ人の講和条約への反応

サンフランシスコ講和会議開催(1951年9月4~8日)の1カ月余り前、*The Straits Times* は、シンガポールの指導的人物(複数)が条約交渉にマラヤ代表を送るよう求めている、と報じた⁽⁶⁹⁾。指導的人物の名前は明らかにされていないが、これが当時のマラヤ人の一般的な意見を代表するものだったことは確かだろう。しかし、イギリス政府はこの願いに耳を傾けなかった。講和会議開催のさなか、『南洋商報』社説は、アジア諸国とは何の協議もなかったためこれら諸国は会議でのアメリカの独断専行に反発している、と論評した⁽⁷⁰⁾。

会議終了直後、『星洲日報』は賠償の放棄に苦言を呈し⁽⁷¹⁾、社説で、(残置)日本資産で補償を賄おうとするのは「失之東隅，収之桑榆」(江戸の仇を長崎で討つ)ようなものだし、日本資産6,000万ドルは戦争の損失に比べれば九牛の一毛にすぎない、何よりもマラヤの人々の声に耳を傾けるべきだった、と論じた⁽⁷²⁾。

またシンガポールのカーター(N. Carter)なる人物は、*The Straits Times* に次のような一文を寄せた。

マラヤ・シンガポール両政府は、世論に耳を貸し損ねたため、政治的・国民的承認を得るためにマラヤ人民の意識を涵養していこうとしたのに、悲しいかな、その誠意に傷が付いた⁽⁷³⁾。

要するに、マラヤの人々には、その見解、要望、希望、不満を講和会議の

席で表明する手段は、まったく与えられなかったのである。その点は措くとして、ここでは、この時の事態の推移を別の側面から検討する必要がある。

先述のように、この頃のマラヤ華人の賠償請求運動は「奉納金」に焦点が当てられていた。『星洲日報』は1951年8月10日、マラヤの華人実業家たちは「華人は日本政府から『奉納金』を返済させるよう努めねばならない」と考えている、と報じた。51年8月初旬、シンガポール広東会館は、一部会員の「国際状況からして請求は頓挫せざるを得まい」との否定的見解を押し切って、シンガポール中華総商會に「奉納金」返済に関してマラヤ政府に対日交渉を要請するよう求める決議を採択した⁽⁷⁴⁾。

1951年8月21日に開かれたシンガポール中華総商會理事会で返済請求問題が討議された。理事のうち、シンガポール鳴冤會の鄭古閔(Tay Koh Yat)主席、莊惠泉(Chuang Hui Tsuan)総務は「奉納金」返済を強力に主張したが、理事会は結局、戦争災害は「奉納金」だけではないし請求が通る確率はわずかしかなく、たとえ通ったとしてもそこから得られる利益は政府が言うてくる諸々の手続きの煩雑さを勘案すれば取るに足りない、との理由で、この問題はこれ以上討議しない旨を決議した⁽⁷⁵⁾。

シンガポール中華総商會も加盟していたマラヤ中華商會連合会は、サンフランシスコ講和条約締結直後にクアラルンプールで年次総会を開いた。この総会で24の決議が採択されたが、「奉納金」に言及した項目も、賠償一般に言及した項目すらも、一切なかった⁽⁷⁶⁾。

シンガポール鳴冤會の鄭古閔主席は1951年9月、同会が近く、日本資産処分から得られた資金を一部でも「奉納金」返済に当てるよう求める、と語った⁽⁷⁷⁾。

しかし、同鳴冤會は要求提出にこぎ付けなかったばかりか、要求を固めることさえできなかったらしい。その後の経緯が何も報じられなかったからである。

上記の諸組織が、終戦直後の賠償請求運動で主要な役割を果たしたし、また1962年に再び盛り上がった請求運動においても主要な役割を演じること

になる。51年当時のこれら諸組織の消極姿勢は、いわば異彩を放っている。

「血債」請求運動は、1962年、遺骨発掘を契機に再開された。しかし、虐殺された人々の遺骨がまとまって発掘されたのはこの時が初めてではなかった。1946年以来、マラヤ、シンガポールのいくつもの市や町で、新たに発掘された犠牲者のための記念碑が建てられていた。講和条約締結直後においてさえ、シンガポールのシグラプ (Siglap)、ベドク (Bedok) で1,300人以上の集団虐殺現場が特定された⁽⁷⁸⁾。51年10月初めには、シンガポールのジュロン通りに殉難者記念碑が建立された⁽⁷⁹⁾。こうしてみると、62年に請求運動が再開されたのは、遺骨発掘が唯一の理由、あるいは決定的な理由ではなかったように思われる。他にも理由があったに違いない。

1947年以降、日本との貿易は着実に増加していた。51年初めには、マラヤが非常事態下に入っていたために日本からの必需物資（とりわけ資本財と衣料）の輸入が急増する一方、鉄鉱石とボーキサイトの対日輸出が再開された⁽⁸⁰⁾。多くのマラヤ人が日本商人のマラヤ復帰に反対したが、入国させてもいいではないか、とする商人も一部にはいた⁽⁸¹⁾。一般的には日本商品は歓迎されており、51年9月には、100人以上の華人商人からなる貿易使節団（ペナンでは盛大な壮行会が催された）が日本を訪れた⁽⁸²⁾。

さらに、このほか講和条約受入れに傾いた勢力に、中国国民党のような反共派があった。シンガポールの国民党指導者・陳国礎 (Tan Kok Chor) は、何よりも日本を共産主義から守るものとして、講和条約を公然と支持した⁽⁸³⁾。

これらの事実からみて、華人内部に結束力、意気込み、熱意に欠ける面があったこと、および日本との経済関係を復活させたいとする勢力が存在したことが、この当時の賠償請求運動に影響を及ぼしたことは否定できないように思われる。もしこの時期の運動が1960年代半ばのように盛り上がっていたら、イギリス政府の反応はいささか違ったものになったであろう。いずれにせよしかし、それは、アメリカが支配していた当時の大きな流れを変えることはできなかったかも知れない。

IV 補償金の配分とマラヤ人

対日講和条約締結に伴って、戦災基金(WDF)と戦災補償計画(WDCS)とが最終的に確定した。では、マラヤの人々は、この戦災補償計画の配分をどのように受け取っただろうか。

一般的に言えば、マラヤの人々は補償基金を社会福祉や犠牲者およびその遺族の救済に充てるべきだと主張したが、マラヤ・シンガポール両政府は、生産の復興、つまり主要産業助成という当初の計画に固執し、その結果、マラヤの人々の要望を完全に無視することになった。さらに悪いことに、マラヤ人の眼から見ると、「生産の復興」とはマラヤにおけるイギリスの利益の復興と同義であった。

まず補償計画中の戦争被災(資財)保険基金への割り当てからみると、1948年、*Utusan Melayu* は、納税者は大規模な産業、企業、その他の資本家の利益のために絞り取られようとしている、と指摘した⁽⁸⁴⁾。「シンガポール協会」(SA)主催の大衆集会で、同協会会長は、戦争被災(資財)保険請求に対する清算案は大企業を不当に優遇している、と述べた⁽⁸⁵⁾。

主要産業に与えられた優遇について、1948年のシンガポール立法議会で非官選議員・林有福(Lim Yew Hock)は、多くの会社がすでに戦争による損失を取り戻した、としてこの措置に反対した⁽⁸⁶⁾。さらに、講和条約締結直後、『中国報』社説は、政府補助金によって各産業はすでに十分に復興を果たしたし、なかでもゴム、錫は朝鮮戦争(に伴う価格高騰)によって磐石の基礎を築いた、それにひきかえマラヤ人は、とりわけ華人は、戦争で最も甚大な被害を蒙ったにもかかわらず、ほんのお情けの施しを受けたにすぎない、と主張した⁽⁸⁷⁾。

ここで言う政府補助金とは、復興貸付けのことである。1949年末までに錫産業に供与された貸付金7,850万ドルのうち、約6,000万ドル(76.4%)がヨー

ロッパ企業向けだった⁽⁸⁸⁾。ゴム産業に対しては、49年半ばまでに5,000万ドルの政府保障銀行借款が供与された⁽⁸⁹⁾。

他方、*The Straits Times* は1950年3月、錫、ゴム生産者は、戦災補償を、連邦政府から受けた復興貸付金それぞれ約6,000万ドル、約2,000万ドルへの返済に充てる、と報じた⁽⁹⁰⁾。つまり、この主要2産業に支払われた補償金は、ほとんどが、イギリス企業に供与された貸付金を帳消しするために使われたことになる。

戦災補償そのものについては、1949年5月、シンガポール立法議会で非官選議員・陳才清 (C. C. Tan) が、錫産業、ゴム産業に対する補償金のうちそれぞれ70%、60%が、総額にして「大企業」補償を含め1億8,400万ドルが、イギリスに支払われることになる、との推計を明らかにした⁽⁹¹⁾。マラヤ連邦立法議会では50年7月、陳修信 (Tan Siew Sin) 議員が、ゴム補償金のうち95%が大エステート (ほとんどがイギリス系…原) に支払われよう、と語っている⁽⁹²⁾。

これらの発言を裏付けたり否定したりする統計は、目下入手不能である。しかし、補償額中のきわめて大きな部分がイギリス企業に支払われたことは否定できない。こうした補償金が、サイム・ダービー (Sime Darby)、ガスリー (Guthrie)、ブーステッド (Boustead)、ロンドン・ティン (London Tin) など、イギリス系大企業の基盤強化に貢献した。そしてこれら企業はいずれも、1970年代前半以来もしくは遅くとも80年代以来、ブミプトラ系の複合企業体に転換しているのである。

ここで最も重要な事実は、補償金もっぱらイギリス系企業のみを利したと考えられたため、マラヤの人々の心に補償計画一般に対する、とりわけ日本資産処理の結果に対する強い不満が残った点である。

V 日本資産処分

紙幅、情報の不足のため、ここでは旧日本資産中最大のゴム園についてのみ簡単に触れる。

講和条約が日本資産処分方法を最終的に決定するまで、旧日本人ゴム・エステートはマラヤ・シンガポール両政府の任命した専任経営者の管理下に置かれ、小ゴム園は敵産管財官の直接統制下で地元住民に貸与された⁽⁹³⁾。

日本人ゴム・エステートの競売は1951年6月から⁽⁹⁴⁾55年まで⁽⁹⁵⁾続けられた。この競売について、H. W. R.なる匿名のゴム園経営者が、51年7月、次のような苦言を呈している。すなわち……管財官のやり方は農園を不当に大きな区画にして最低価格で売却しようとするものである。華人は中小エステートを1エーカー(0.4ヘクタール)当り1,500ドル以上支払って買ったのに、日本人エステートの入札価格は平均300ドルにしかない。ある事例では、10のエステートを併せ2万4,282エーカーの1区画にして入札が行われた。このように高額な大区画の入札にはマラヤ人は参加できず、かかる競売策はイギリス人投資家のみを利することになる、云々……⁽⁹⁶⁾。常にこのような状況であれば、落札者はほとんどがイギリス人農園主だったのであろう。しかし、日本人ゴム・エステート買収に成功した例外的なマラヤ人も少数ながらいる。

ペナンの有力な実業家・連裕祥(Heah Joo Seang)は1951年10月、ジョホール州の約2万6,000エーカーのゴム・エステートを約600万ドルで購入した。そのうちのほとんどが、トゥルク・スンガ(Teluk Sengat, 8,173エーカー)、南洋(3,089エーカー)、朝日(1,079エーカー)などの旧日本人エステートだった⁽⁹⁷⁾。これら旧日本園名は今日でも残っているが、エステート自体はその後イギリス企業ブーステド社の支配下に入り、70年代後半にはブーステド社そのものがマレーシア政府系資本の傘下に入った。今日、同社(Boust-

ead Holdings Berhad) の2大株式保有者は、政府機関の国軍基金局 (Lembaga Tabung Angkatan Tentera), 連邦土地開発庁 (Federal Land Development Authority) である。ブーステド社の現在の土地保有面積は3万9,100ヘクタール (9万7,800エーカー) である。ということは、上記の旧日本人エステートがその後転売されなかったとすれば、旧日本人園は現在のブーステド社農園の27%を占めていることになる。

先述のように、今日では、ブーステド社ばかりでなくすべてのイギリス系ゴム園企業がマレーシア化されている (換言すれば、マレーシア資本の傘下に入っている)。旧日本人農園は、まずイギリス系農園企業の基盤強化のうえで、次いで間接的には、今日のマレーシアの準国営企業形成のうえで、一定の役割を果たした、といえよう。

日本人がマラヤのゴム園産業に参画したごく初期の頃は、零細もしくは小規模なゴム園を保有する日本人農民が多数存在したが、そのほとんどは長続きせず、通常彼らの土地は日本人農園に吸収された。この点を考慮すれば、上述のようなマレーシア企業確立に至る道のりにおいて、日本農民がいくつかの礎石を敷いたことになる。

むすび

日本に賠償を請求すべきだとのマラヤの人々の声に応じて、イギリス政府は戦争災害に関する情報を収集した。「マラヤ戦争災害補償計画」は1948年に策定され、主要財源に日本からの賠償を想定した。しかし、ソ連を囲い込もうとするアメリカの世界戦略 (この戦略が戦後の国際政治の動向を規定していた) が、イギリスの計画をつき崩してしまった。アメリカは、日本からの賠償取り立ては日本の産業復興を妨げ、ひいては日本をソ連の側に逐いやってしまう、と考えた。アメリカの反対は決定的な力を持っており、ためにマラヤ・シンガポール両政府 (つまりイギリス政府) は、49年には対日賠償請求額

を当初計画の 8,570 万ドルから 6,000 万ドルに削減し、51 年のサンフランシスコ講和条約では最終的に賠償請求権を放棄せざるをえなかった。代わって、マラヤ残置日本資産が戦災補償計画を賄うために用いられることになったのである。

イギリス政府は、賠償問題に関する諸国間交渉にマラヤ代表の出席は 1 人として認めなかった。講和条約は、大国、とりわけアメリカによって、一方的かつ独善的にマラヤの人々に押しつけられたのである。しかし、サンフランシスコ講和会議（同会議で講和条約が締結された）開催に際してごく一部のマラヤ人しか賠償請求運動に参加しなかったのも、また否定できない事実である。イギリスの政策に対する諦め、マラヤ人自身の間の結束力の欠如、一部商人の対日経済関係復活への傾斜、などがこうした事態をもたらしたといえよう。賠償請求運動は、1960 年代半ばのように政府を突き動かすほどには盛り上がりしなかったのである。いずれにせよ、賠償請求権放棄は、詰まるところアメリカの世界戦略に起因するものであった。日本の諸産業が、程度の如何はともかく、マラヤ経済の一定の犠牲の上に復興を遂げた、という事実を銘記しなければならない。

残置日本資産処分から生じた資金は 6,720 万ドルに達し、戦災基金の 15% を占めた。しかし、マラヤ人が繰り返し社会福祉と戦争犠牲者およびその遺族の救済とに用いるよう求めたにもかかわらず、これらはすべて、産業企業、とりわけイギリス系ゴム、錫企業の復興、発展、強化に用いられた。後に巨大な産業複合体となり、今日ではマレーシア化された大企業集団となっているこれら企業の基礎はこの時期に築かれたのであり、それはまた当時のマラヤの人々の眼からすれば、マラヤ人の生活の犠牲の上に築かれたものであった。

かくして講和条約は、賠償問題を公式に解決したが、戦争によって生活を根底から破壊されたマラヤの人々を真に救済することはなかったのである。それ故にこそ、いまだにマラヤの人々は賠償問題は未解決だと感じ、ときとしてこの問題を取り上げるのである。

日本とマレーシア、シンガポール両国との間で個別に締結された「親善協定」で、日本は両国に各2,500万ドルの「親善贈与」を供与することに合意した。協定は特に強制「献金」もしくは「奉納金」には言及していないが、サバ、サラワク、ブルネイの奉納金を除外すると「親善贈与」の総額が「奉納金」の金額とぴったり一致しているのは、とても偶然とは思えない。終戦直後に繰り広げられた「奉納金」返還を求める広汎な大衆運動が、講和条約では何の成果も得られなかったものの、20年後に実を結んだ、といえよう。

筆者はいま、「親善協定」が賠償問題を十分に解決したか否かを判断することはできない。ただ、日本の賠償問題を分析するには、「親善協定」、「戦災補償計画」、サンフランシスコ講和条約を併せて分析しなければならない、と言えるだけである。

注(1) 通商産業省『経済協力の現状と問題点 1992年』, 同省, 1992年, 403ページ。

(2) *The Straits Times* (以下, STと略す), 1947年5月10日, 1949年5月16日。

(3) ST, 1947年7月10日; マレーシア国立公文書館 (Arkib Negara Malaysia) 所蔵文書 *Custodian of Enemy Property* (以下, CEPと略す) 112/1955, 'Japanese Reparations/Accounting Procedure for Reparation Deliveries'.

(4) ST, 1948年3月6日, 49年8月16日; 『南僑日報』1948年4月6日, 49年12月1日。

(5) ST, 1949年5月14日; 『南僑日報』1949年5月14日。

(6) ST, 1949年5月16日。

(7) ST, 1949年8月16日; 『南僑日報』1949年12月1日。

(8) ST, 1949年5月17日, 8月16日。

(9) 『南僑日報』1949年2月15日。

(10) ST, 1949年5月17日。シンガポール経済局 (Economic Affairs Department) 報道官の論評。

(11) ST, 1947年6月30日, 7月12日, 10月15日, 48年6月29日, 49年2月23日, 5月16日; 『南僑日報』1947年6月22日, 7月2, 5, 7, 10, 15日, 9月4, 15, 16日。

(12) 『南僑日報』1947年7月11日。

(13) Graham, Richard, *War Damage Commission, Federation of Malaya and Singapore; Report in which is included the Annual Report for 1952* (以下, WDCと略す), Kuala Lumpur, Government Press, 1953, pp. 7, 33.

(14) 同上書, p. 10.

(15) 『南僑日報』1947年2月27日, 3月8日, 5月1日, 6月8, 20日, 8月21日。

- (16) 『南洋商報』、『星洲日報』1947年8月21日。
- (17) ST, 1946年4月18日。
- (18) WDC, pp. 8, 9; ST, 1948年4月8日。
- (19) WDC, pp. 12, 13; ST, 1948年4月28日, 9月3日。
- (20) ST, 1948年9月3日。
- (21) ST, 1947年9月19日。
- (22) ST, 1948年9月3日。
- (23) ST, 1948年9月15日。
- (24) ST, 1948年9月9日。
- (25) ST, 1948年11月30日。
- (26) 『南僑日報』1949年1月21日。
- (27) 『南僑日報』1949年2月18, 21日, 3月26日。
- (28) ST, 1949年5月18, 19, 20日。マラヤ連邦, シンガポール両立法議会において, ダト・オン (Dato Onn bin Ja'afar), 陳才清 (C. C. Tan) などの非官選議員は, イギリス政府が補償計画をどう運営するかを差し出がましく指図している, と忿激をあらわにした。また一部の議員はなおも, マラヤの戦争被害額は全額イギリスが負担すべきだ, と主張した。
- (29) ST, 1949年7月29日; WDC, pp. 18, 19。
- (30) ST, 1949年5月18日。
- (31) シンガポール立法議会は, 1946~48年に挙げた各種企業(ゴム園, 錫鉱山を除く)の一定額以上の利益は総て補償から差し引く, との「利益差し引き提案」を否決した。他方, マラヤ連邦立法議会は同案を承認した。
WDC, pp. 20-22; ST, 1949年7月20, 29日, 8月3日, 9月8, 30日。
- (32) ST, 1949年8月1日(社説)。
- (33) 『南僑日報』1949年6月28日。
- (34) WDC, pp. 32, 33; ST, 1950年1月24日。
- (35) WDC, p. 19。
- (36) CEP, 1/1958, Annual Report for 1957.; CEP, 1/1959, Annual Report for 1958。
1956年, マラヤのイギリス当局は, マラヤ残置日本資産から250万ドルを, 没収すべき日本資産のない西太平洋諸島に分与することを決めた。この内, マラヤの分担は15分の11, シンガポールの分担は15分の4だった。
- (37) "Colony of Singapore, Annual Report 1955," Singapore, Government Printing Office, 1956, p. 155。
1956年版以降のAnnual Reportには, 管財官への言及も敵国資産への言及もない。
- (38) CEP, Annual Report for 1958。
- (39) WDC, p. 122。
- (40) 『南僑日報』1947年7月12日。
- (41) 『南僑日報』1949年5月5日。
- (42) ST; 『南洋商報』、『星洲日報』1951年9月7日。

- (43) 原不二夫『英領マラヤの日本人』, アジア経済研究所, 1986年, 226ページ。
- (44) ST; 『南僑日報』1946年12月6日。
- (45) ST, 1945年12月29日。
- (46) ST, 1949年5月14日。アメリカのこの一方的な発表は、同じく日本からの賠償を求めていたフィリピン政府を困惑させた。渡辺昭夫・宮里政玄編『サンフランシスコ講和』, 東京大学出版会, 1986年, 267ページ。
- (47) ST, 1947年8月30日。
シンガポール立法議会で1949年, 陳才清は、「我々(マラヤ人…引用者)は、賠償支払い確保について、全く何の裁量権も発言権も与えられていない」と、政府を批判した。ST, 1949年9月8日。
- (48) ST, 1947年8月21日。
- (49) 木畑洋一「対日講和とイギリスのアジア政策」, 169ページ, 渡辺・宮里, 前掲書 所収。
- (50) 木畑, 同上論文, 170ページ; ST, 1950年5月18日。
- (51) 木畑, 同上論文, 174, 175ページ; ST, 1951年1月11日。
- (52) ST, 1951年7月13日。
- (53) 『南僑日報』1947年11月24日, 12月3, 4日。
- (54) ST, 1948年5月14日。
- (55) ST, 1949年3月5日。
- (56) ST, 1949年3月7日。
- (57) 原, 前掲書, 224ページ。
- (58) 『南洋商報』1946年6月3日; 邱新民編著『昭南時代史話』, シンガポール, 青年書局, 1992年, pp.156, 157; 許雲樵・蔡史君編『新馬華人抗日史料1937-1945年』, シンガポール, 文史出版, 1984年, pp.917-924。
- (59) 邱新民, 前掲書, pp.156, 157。
- (60) 『南僑日報』1947年6月16, 30日, 7月9, 16, 22日, 8月1日, 9月11日。
- (61) 『南僑日報』1947年2月3日。
- (62) 許雲樵, 前掲書, p.923。
- (63) ST, 1947年8月11日。
- (64) 『南僑日報』1947年8月29日。
- (65) ST, 1949年12月19日; 『南僑日報』1949年12月19日, 1950年1月13日。
- (66) 『南僑日報』1950年1月19, 21日。
- (67) 『南僑日報』1947年9月1日。
- (68) 許雲樵, 前掲書, pp.924-967。
- (69) ST, 1951年7月24日。
- (70) 『南洋商報』1951年9月7日。
- (71) 『星洲日報』1951年9月9日。
- (72) 『星洲日報』1951年9月11日。
- (73) ST, 1951年9月20日。

- (74) 『南洋商報』1951年8月8日；『星洲日報』1951年8月9日。
- (75) 『南洋商報』、『星洲日報』1951年8月23日。
- (76) 『中国報』1951年9月15, 16日。
- (77) 『星洲日報』1951年9月9日；『中国報』1951年9月10日。
 ペラ中華総商会主席兼ペラ中華大会堂会長の劉伯群 (Lau Pak Khuan) も、日本資産競売から得られた収入を華人犠牲者救済に充てるよう求めた。『中国報』1951年9月9日。
- (78) ST, 1951年9月13, 14日；『星洲日報』1951年9月12, 13日。
- (79) 『南洋商報』1951年9月14日, 10月5日。
- (80) ST, 1951年2月1, 14日, 4月13日, 5月7, 29日。
- (81) ST, 1951年9月11, 12, 13日, 10月5日；『南洋商報』1951年9月14, 27日；『星洲日報』1951年8月10日, 9月14日。
- (82) 『星洲日報』1951年8月15, 20, 21日；『光華日報』1951年9月18日。
- (83) ST, 1951年7月13日。
- (84) ST, 1948年9月9日。
- (85) ST, 1948年9月22日。
- (86) ST, 1948年9月15日。
- (87) 『中国報』1951年9月11日。
- (88) Loh Kok Wah, Francis, *Beyond the Tin Mines*, Singapore, Oxford University Press, 1988, p. 68.
- (89) ST, 1949年7月27日。
- (90) ST, 1950年3月21日。
- (91) ST, 1949年5月18日。
- (92) ST, 1950年7月27日。財務官 (Financial Secretary) 代理は陳修信への答弁の中で陳の推計を否定したが、それに代わる正確な数値がどれほどかは明らかにしなかった。
- (93) ST, 1949年3月5日。
- (94) ST, 1951年6月27日。
- (95) CEP, 123/1955, 'Enemy Estates in Malaya—Final Accounts'.
- (96) ST, 1951年7月27日。
- (97) ST, 1951年10月6日。